盛岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準に係る国の示す基準 と盛岡市の現状

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
学級編成	・満3歳以上の園児について学級を 編成	従	・規定なし	
	・1学級の園児数は35人以下を原 則,同年齢の園児による編成を原則	従	規定なし	
	・学級は、原則学年の初めの初日の 前日において同じ年齢にある園児で 編成する	従	・規定なし	
職関基	・各学級ごとに担任する専任の保育 教諭等を一人以上必置(専任の副園 長・教頭が兼任可,専任の助保育教 諭・講師が限定的に代替可)	従	・規定なし	
	教育・保育の直接従事職員の職員配置 ・満4歳以上児 30人:1人 ・満3歳以上満4歳未満児 20人:1人 ・満1歳以上満3歳未満児 6人:1人 ・満1歳未満児 3人:1人 ※常時2人以上配置すること	従	保育士の数 ・4歳以上児 30人:1人 ・3歳以上4歳未満児 20人:1人 ・1歳以上3歳未満児 6人:1人 ・1歳未満児 3人:1人 ・1歳未満児 3大:1人 ※1施設につき2人を下ることは できない	
	・調理員を必置(調理業務の全部を 委託する場合は不要)	従	・調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要)	
	・副園長又は教頭,主幹養護教諭・ 養護教諭又は養護助教諭,事務職員 を置くよう努めなければならない	従	・規定なし	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
設関基備す準	・園舎及び園庭を備えなければならない ・園舎は2階建以下を原則(特別の事情により3階建以上も可)	従	・規定なし	
	・保育室等は1階に設置(園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上(満3歳未満児に係るものに限る)も可)	従	・保育室等を2階に以上設ける場合は耐火基準等一定の要件を満たすこと	
	・園舎, 園庭は同一敷地内・隣接地 に設置を原則	従	・規定なし	
	・園舎面積は、次に掲げる面積を合計したする。 (1) 1学級:180㎡ 2学級以上: 320+100×(学級数-2) (2) 満3歳米満のの用によるで発展ではいるでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	従	・園舎面積, 園庭面積については 規定なし (屋外遊戯場面積について, 2歳 以上の幼児1人につき3.3㎡以上と 規定)	
	・職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用施設、手洗用設備及び足洗用設備を必置(特別の事情により保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数を下回ってはならない)	従	・2歳未満の幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること・2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
設関基準にる	・食事の提供をすべき園児数が20人に満たない場合は、調理室を設置しないことができる。ただし、この場合においても、園内で行うことが必要な調理のための調理設備を備えなければならない	従	・規定なし	
	・飲用水用設備は、手洗用設備又は 足洗用設備と区別して備えなければ ならない	従	・入所者の使用する設備, 食器等 又は飲用に供する水については, 衛生的な管理に努め, 又は衛生上 必要な措置を講じなければならな い	
	・保育室等の設備の面積は、次に定める面積以上とする (1)乳児室 満2歳未満の園児のうちほふくしないもの 1人につき1.65㎡ (2)ほふく室 満2歳未満の園児のうちほふくするもの 1人につき3.3㎡ (3)保育室又は遊戯室 満2歳以上の園児1人につき1.98㎡	従	・乳児室又はほふく室の面積 乳児又は2歳未満の幼児1人に つき3.3㎡以上であること ・保育室又は遊戯室の面積 2歳以上の幼児1人につき1.98 ㎡以上であること	
	・園舎には、放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室、会議室を備えるよう努めなければならない	参	・規定なし	
	・学級数及び園児数に応じ、教育上 及び保育上、保健衛生上並びに安全 上必要な種類及び数の園具及び教具 を備えなければならない	参	・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること	
	・教育週数は39週数を下回ってはならない	従	・規定なし	
	・教育時間は4時間を標準とする	従	・規定なし	
運営に関する基準	・教育及び保育時間は8時間を標準とする	参	・保育時間は8時間を原則とする	
	・人格の尊重	従	・人格の尊重	
	・職員の資質向上	従従従	・職員の資質向上	
	・研修機会の確保 ・差別的取り扱いの禁止	(近) (発)	・研修機会の確保 ・差別的取り扱いの禁止	
	・虐待等の禁止		・虐待等の禁止	
	・懲戒権限の濫用禁止	従	・懲戒権限の濫用禁止	
	・保育を必要とする園児に対し,自園調理による食事提供を行う義務 (保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可)	従	・入所者に食事を提供するときは、自園調理により行わなければならない	

項目	国の示す基準	従/参	盛岡市の現行基準 (認可保育所)	備考
運営に関する基準	・園児に食事を提供するときは、その献立はできるだけ変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること	従	・入所者に食事を提供するときは、その献立はできる限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない	
	・調理は,あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない	従	・調理員は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない(少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りではない)	
	・秘密保持の義務	従	・秘密保持の義務	
	・苦情への対応	参	・苦情への対応	
	・家庭との連絡・連携	参	・規定なし	
経過措置	・みなし幼保連携型認定こども園の 職員配置については施行日から5年 間,設備については当分の間,なお 従前の例によることができること	従	・規定なし	
	・施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士 資格については、いずれかを有して いれば足りるとすること	従	規定なし	
	・既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積,保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用(園庭設置)に関する特例	従	・規定なし	